

昭和二十五年政令第三十一号

私立学校法施行令

内閣は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十八条第一項、第三十三条、第五十七条、第六十四条第五項及び第七項並びに附則第五項及び第七項の規定に基き、この政令を制定する。

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十条（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第五十二条第五項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

（法第七十条第五項の規定による承諾に関する手続等）

第二条 法第七十条第五項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による承諾は、理事が、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る評議員に対し法第七十条第五項の規定による通知の発出に用いる情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示した上で、当該評議員から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 理事は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る評議員から書面等により法第七十条第五項の規定による情報通信の技術を利用する方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該方法による通知の発出をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該評議員から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第七十二条第四項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承諾について準用する。この場合において、前二項中「理事」とあるのは「評議員」と、「評議員」とあるのは「他の評議員」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十三条（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）において準用する法第七十二条第四項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

（大臣所轄学校法人等の基準）

第三条 法第四十三條（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の政令で定める学校法人又は法第五十二条第五項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 最終会計年度（法第三十三条第二項に規定する計算書類につき法第四十三条第三項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた場合における当該計算書類に係る会計年度のうち最も遅い会計年度をいう。次号及び次条第一項各号において同じ。）に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が十億円以上であること。
- 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上であること。
- 2 学校法人又は法第五十二条第五項の法人が最初に法第四十三条第三項の承認を受けるまでの間（次条第二項において「計算書類承認前期間」という。）については、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、法第三十三条第一項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表（次条第二項において「成立時貸借対照表」という。）の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上であることとする。
- 3 法第四十三条の政令で定める学校法人又は法第五十二条第五項の法人の事業を行う区域に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 三以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置していること。
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程を置く私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）を設置していること。

（常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準）

第四条 法第四十五条第一項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める大臣所轄学校法人等又は法第五十二条第五項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が百億円以上であること。
- 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。
- 2 計算書類承認前期間については、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、成立時貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であることとする。

（文部科学省令への委任）

第五条 第三条第一項第一号及び前条第一項第一号の経常的な収益の額の計算方法その他の前二条の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（登記の届出等）

第六条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第五十二条第五項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第五十二条第五項の法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事等を経由する申請)

第七条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事(第一号に掲げる申請のうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び第九条において「指定都市等」という。))の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(次項において「幼保連携型認定こども園」という。))に係るものにあつては、当該指定都市等の長)を経由しななければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第二十三条第一項(法第四百四十四条第二項及び第四百四十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第八十条第三項(当該私立学校、私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。)、第九十九条第三項又は第四百二十六条第三項の認可の申請

二 都道府県知事を所轄庁とする学校法人の寄附行為の変更であつて、新たに私立大学又は私立高等専門学校を設置しようとするものについての法第八十条第三項の認可の申請

三 法第五十二条第五項の法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人にならうとする場合についての同条第七項の認可の申請

四 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第五十二条第五項の法人を全部又は一部の当事者とする合併であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であるものについての法第二百二十六条第三項(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。))の認可の申請

2 都道府県知事(前項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、当該指定都市等の長)は、同項に掲げる申請を受理したときは、これにその意見を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない。

(文部科学大臣に対する協議)

第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の寄附行為の変更であつて、当該学校法人が設置している全ての私立大学及び私立高等専門学校を廃止しようとするものについて、法第八十条第三項の認可をするとき。

二 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が法第五十二条第五項の法人にならうとする場合について、同条第七項の認可をするとき。

三 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人を全部又は一部の当事者とする合併であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第五十二条第五項の法人であるものについて、法第二百二十六条第三項(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。))の認可をするとき。

(事務の区分)

第九条 第六条、第七条第二項及び前条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄

1 この政令は、法施行の日(昭和二十五年三月十五日)から施行する。

11 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)附則第十四条第三項の政令で定める学校法人は、都道府県知事を所轄庁とする学校法人(同法附則第七条に規定する学校法人以外の者を含む。))とする。

附則 (昭和二十八年九月二十五日政令第二九七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年一月五日政令第二八三号)

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際、現に民事訴訟法の規定による仮処分をもつて役員の職務の執行が停止されている者又は役員の職務を代行する者として選任されている者に係る登記については、この政令の施行の日において当該仮処分があつたものとみなして、この政令による改正後の私立学校法施行令第四条の二第一項の規定を適用する。

附則 (昭和三十六年二月二十六日政令第四二七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月二三日政令第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第十条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令(以下「旧令」という。))の規定によつて生じた効力を妨げない。

第十一条 この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。

第十二条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。

第十三条 この政令の施行前に、第二十五条において準用する商業登記法第五十七条第二項の規定によれば同時に申請すべき登記の一部について登記の申請があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

第十四条 組合等は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならぬ。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

第十五条 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則 (昭和四十五年六月二十九日政令第二〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年八月十一日政令第二五一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年十二月二十七日政令第三八一号)

この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十一年一月十一日)から施行する。

附 則 (昭和五一年三月三〇日政令第四二二号)

この政令は、私立学校振興助成法の施行の日(昭和五十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二十六日政令第四二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十五年三月二十六日政令第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年七月九日政令第二二六号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二十八日政令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成二六年二月二十四日政令第四二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年九月十一日政令第九七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二十四日政令第二〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。